

よくあるご質問と回答

- Q. 育休中なんだけど借りられる?その場合、返済はどうすれば?
- A. もちろんご利用可能です。引落口座を設定していただき口座振替によって返済をしていただけます。また、育児休業期間中、返済を猶予できる「償還猶予」制度もご利用いただけます。
- Q. 貸付利率は、どのくらいの期間で変動するの?
- A. 「互助組合貸付金利の設定基準」に基づき、社会情勢等を考慮しながら理事会で決定されます。変更前に事前に互助新聞等で告知します。貸付利率を引き上げる場合は、新しい返済額が過去5年以内で最も低い利率時の返済額の1.25倍以内といたします。
- Q. 互助組合に借換えをしたら、どれくらいお得になるの?
- A. 例えば、公立学校共済組合の借入残額：500万円、返済期間：10年（120回）毎月払いのみの場合・・・
- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 公立学校共済組合（年利：2.72%） | 互助組合（年利：1.00%）  |
| 返済月額 47,635円       | 返済月額 43,801円    |
| 返済総額 5,716,200円    | 返済総額 5,256,120円 |
- 借換えると→
- 返済総額が約**46万円もお得**になります！是非ご利用ください！

- Q. 申込をしたらお金はいつ振り込まれるの?
- A. お申込みは毎月20日締切 → 翌月1日審査 → 審査月の15日に送金いたします。※休祝日により日程が前後しますので、事前にご確認ください。



# 互助組合の住宅資金

マイホームに係る資金のことなら、どんなことでも！



## 一般財団法人 静岡県教職員互助組合

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12（静岡県教育会館2F）

電話相談受付中！ **054-254-3626** 貸付担当まで  
事前のご予約で17：30以降も対応いたします！

H2910発行



- 担保 必要なし!!
- 連帯保証人 必要なし!!
- 保証料 事務手数料 無料!!
- 団体信用生命保険付 ※保険料は互助組合が負担

### 貸付限度額 3,000万円

※加入後 1年未満	200万円まで
※加入後 1年以上 2年未満	300万円まで
※加入後 2年以上 3年未満	500万円まで
加入後 3年以上 10年未満	2,000万円まで
※加入後 3年以上 5年未満	2,000万円まで
加入後 10年以上	3,000万円まで

※赤字は、貸付総額（ご利用中の全種類の残高の合計）が貸付限度額となります。  
※貸付額は、貸付限度額以内で契約書等の金額以内となります。（10万円単位）

例）夫：互助組合加入後12日目、妻：互助組合加入後9年目の場合は、5,000万円が貸付限度となります。

夫 3,000万円	+	妻 2,000万円	=	限度額 5,000万円
--------------	---	--------------	---	----------------

### 返済について

- 返済方法-
  - 返済は貸付月の翌月から、給与控除となります。
  - 元利均等返済となります。
- 返済回数-
  - 返済回数は退職までの年数に限らず最長360回まで設定可能。ただし、退職時には残額を清算となります。（退職手当より控除）
- 返済の条件-
  - 住宅資金に限り、毎月の総返済額（互助組合以外の貸付含む）が借受人の総支給額及び家族の月額収入合算額の30%以内。
  - ボーナス返済額の上限はボーナスから控除できる範囲内。ただし、ボーナス返済は借入金額が100万円以上のとき、1種別のみご利用可能。

### こんな時に！

新築 住宅購入 リフォーム 宅購入 借換 etc

- 差引貸付-
    - 既に互助組合の住宅資金をご利用中の方も、1年以上返済が済んでいれば限度額の範囲内で残額+必要額の申込みが可能です。
- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 借換え    | 金融機関から住宅ローンを互助組合住宅資金にまとめる。 |
| リフォーム等 | リフォーム等の費用を追加で借り受ける。        |